第３節　登録免許税等の費用負担

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、ＰＰＩが負担する。ただし、前記第３章第１節第２処分連動方式等別途の定めがある場合はこの限りではない。

第６章　会社の措置

第１節　更生計画認可決定日における措置

第１　定款の変更

定款の一部を別表９「定款変更表」（省略）のとおり変更する。

第２　役員の退任および選任

１　役員の退任

ＰＰＩの現役員は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。

２　役員の選任

次の者を役員として選任する。ただし、管財人は、東京地方裁判所の許可を得て、取締役および監査役の選任・変更・補充をすることができる。

取締役　田端　仁一（管財人）
取締役　永井　幸藏（管財人代理）
取締役　荒川　和也（公認会計士）
監査役　林　　令史（公認会計士）
代表取締役　田端　仁一

３　新役員の任期

新役員の任期は、更生計画認可決定日から１年または同決定日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。

４　役員の変更、補充または増員

前記第３項の任期内に、役員を変更、補充または増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任する。変更、補充または増員された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

５　新役員の報酬

新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法第72条第４項前段の規定による裁判所の決定に基づき新役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条第２項の規定により、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。

第２節　更生計画認可決定日の翌日における措置

第１　吸収合併

１　パシフィックリアルティ株式会社（以下「ＰＲＬ」という。）とＰＰＩは、以下の内容で吸収合併を行う（以下、吸収合併後の新会社を「新ＰＰＩ」という。）。

①　吸収合併消滅会社
商号：パシフィックリアルティ株式会社
住所：東京都中央区八重洲２丁目10番10号

②　吸収合併存続会社
商号：株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント（旧商号：有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント）
住所：東京都中央区八重洲２丁目10番10号

２　新ＰＰＩは、ＰＲＬの更生担保権者、更生債権者および株主に対して合併に伴う対価は一切交付しない。また、資本も増加しない。

３　新ＰＰＩは、ＰＲＬの資産、負債等の権利義務の一切を承継する。

４　合併の効力発生時期は、更生計画認可決定日の翌日とする。

第３節　新ＰＰＩに関するその後の措置

第１　募集株式を引き受ける者の募集

１　新ＰＰＩは、以下のとおり、新たな払込みを受けて募集株式を引き受ける者を募集する。

⑴　募集株式の種類
普通株式

⑵　発行する募集株式の数
２万株

⑶　払込額
１株　５万円

⑷　払込期日
更生計画認可決定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は募集株式の割当てを受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、前記にかかわらず、更生計画認可決定日から２か月を経過した日以後の日を払込期日として定めることができる。

⑸　増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金　５億円
増加する資本準備金の額　５億円

⑹　募集株式の割当て
募集株式は、以下の者に割り当てる。
ＰＨＩ　１万9080株
ケネディクス株式会社　920株

２　剰余金の配当の制限

更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。

第２　資本金の額の減少

１　新ＰＰＩの資本金の額を以下のとおり減少させる。
減少する資本金の額　４億9300万円

２　効力発生日

資本金の額の減少は、更生計画認可決定日から２か月以内の管財人が指定する日に、その効力を生ずる。

第７章　弁済資金の調達方法等（省略）
第８章　取締役等の責任調査（省略）
第９章　共益債権の弁済等（省略）
第10章　少額更生債権の弁済（省略）
第11章　その他必要的記載事項（省略）
別表１ないし10　省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２１年（再イ）第７０号

東京都府中市白糸台１丁目22番地の２ミオカステーロ府中白糸台102
再生債務者　小嶋　愛和

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月31日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（再イ）第８号

大分県日田市大字東有田3480番地
再生債務者　平川　龍也

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月30日　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（再イ）第４号

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2260番地の６
再生債務者　小野　嘉彦

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月30日　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（再イ）第８９号

茨城県常陸大宮市下村田664番地の１
再生債務者　冨山　　誠

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月31日　　水戸地方裁判所

平成２１年（再イ）第２０７号

埼玉県川口市大字大竹189番地の５
再生債務者　大野　善康

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月29日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第３６号

長崎県佐世保市大野町201番地１　海自池野Ａ―405
再生債務者　増村　誠治

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月29日

長崎地方裁判所佐世保支部